

不定期刊行物

# 翔 べ、優 駿

(第60号) 平成30年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail: yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

## お陰様で29周年

皆様のご支援のお陰で、本日、当事務所は29回目の創立記念日を迎えることができました。これまでのご厚情を深く感謝いたします。

司法書士のメイン業務である不動産登記は、私が開業した平成元年当時に比べ約3分の1に激減した状態が何年も継続している厳しい経営環境です。しかし、私もまだ子育て中の身でありますので、何とか生き残っていかなければならないと精一杯頑張っております。無事に30周年が迎えられるよう、皆様のより一層のご支援の程、よろしく申し上げます。

さて、20周年記念事業の線路沿いの旅は、東からは東海道本線を西へ、西からは山陽本線を東へ向かっております。現在のところ、東海道本線は兵庫県芦屋市の芦屋駅、山陽本線は山口県下松市の下松駅まで歩いています。残りの距離は東海道本線が15.7km、山陽本線が406.9kmの合計422.6kmですので、到底、30周年記念日までには間に合いそうもありませんが、ライフワークとして私が元気なうちには完歩したいと思います。

また、25周年記念事業のマラソンの方は、今年の9月には、7月の葛西臨海公園杯とハーフマラソンに続き、大阪城公園ナイトハーフマラソンに出場しました。これでフルマラソン13回、ハーフマラソン24回を含めて合計1,243.775kmを走りました。これまたライフワークとして、可能な限り走行距離を伸ばしたいと思います。できれば、70歳になっても、フルマラソンを完走したいものです。

来年の30周年では新たに30周年記念事業を始めたいと思っておりますが、何をしよう

かと考えることを楽しむ1年にしたいと思っています。

## 自筆証書遺言の新しい制度について

これまでの遺言は主として全文を遺言者が自ら書く自筆証書遺言と、遺言者が公証人の前で遺言の内容を話し、その内容に沿って公証人が作成する公正証書遺言でした。その内、自筆証書遺言については、その保管場所が相続人に分からないと折角の遺言が無駄になったり、遺言書を発見しても家庭裁判所で検認という手続をして貰わなければならないという問題点がありました。

本年7月6日、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、同月13日の交付の日から2年以内に施行されることになりました。2020年7月24日から始まる東京オリンピックまでには新しい遺言制度が始まることになりました。

その主な内容は、遺言者が自筆証書遺言による遺言書を法務局に保管して貰えるようになったことです。法務局では遺言書の原本を保管する外、遺言書を画像データにしてコンピュータでも保管しますので、封のされている遺言者は保管を依頼することはできません。遺言者は、一度、保管を依頼しても内容を確認したり、保管を止めて貰うこともできます。

遺言者が亡くなった場合、相続人は法務局に遺言書を保管しているかどうかを問い合わせることができますので、仏壇や机の引き出しに保管していて発見できなくなるような危険はなくなります。そして、保管されている場合には、その内容を確認したり、写しを貰うことができます。そしてなによりも、法務局保管の自筆証書遺言については、家庭裁判所による検認の手続が不要となります。

つまり、法務局保管制度は公正証書遺言のような公証人の手数料が不要となる経済的メリットと、家庭裁判所による検認手続が不要となって手続が簡単になるというメリットがあります。

ただし、遺言の内容がちゃんとしたものでないと折角の遺言が無駄になることがありますので、遺言の保管を法務局に依頼する前に司法書士等に相談することが安全であると言えます。